

第155回

定時株主総会招集ご通知



開催日時

2023年6月29日 (木曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)



開催場所

静岡県浜松市中区板屋町111-1 アクトシティ浜松 大ホール

目次								
招集ご通知								
株主総会参考書類 7								
第1号議案 剰余金の処分の件								
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く)3名選任の件								
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名 選任の件								
事業報告 14								
連結計算書類								
計算書類 34								
監査報告書 36								

エンシュウ株式会社

証券コード:6218

※新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、本定時株主総会にご出席される株主様は、 ご自身の体調をお確かめの上、ご来場賜りますよう お願い申し上げます。

なお、お土産のご用意はございません。



株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当期は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中で景気の持ち直しの動きがみられる一方、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、原材料の高騰など多くの不安定要素がございました。そのような中、当社は新規製品の開発並びに積極的な国内外への展示会出展などを行い販売拡大に努めてまいりました。

その結果、売上高は前期を上回る実績となりましたが、将来に向けた開発費、販売費の増加や電力料をはじめとした原価高騰の影響により、純損益は104百万円の損失となりました。

当期の期末配当につきましては、株主様に安定的かつ継続的な配当を実施することなどを勘案 し、1株あたり13円といたしたく第155回定時株主総会でご提案申し上げます。

当社は2020年に創立100周年を迎え、これを機に次の100年を見据えた中期経営計画「チャレンジ500」を2021年度からスタートし、組織も事業別から機能別組織体制に刷新しております。2023年度は、一層の経営改革を推進すべく、役員体制の若返りを図りスピード感をもって邁進してまいります。

急速に進むEV化への対応や攻めの姿勢での新市場開拓を推進し、自動化・DX・GXに貢献する新たな技術の開発と提案に全社一丸となってチャレンジしてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2023年5月

証券コード 6218 2023年6月8日 (電子提供措置の開始日 2023年5月26日)

株主各位

静岡県浜松市南区高塚町4888番地

エンシュウ株式会社

代表取締役社長 鈴 木 敦 士

第155回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、当社第155回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。 本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに

電子提供措置事項を掲載しております。 当社ウェブサイト https://www.enshu.co.jp/ja/ir/general meeting/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。 東証上場会社情報サービス

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日の出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日 (水曜日) 午後4時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

- 1. **日 時** 2023年6月29日(木曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
- **2. 場 所** 静岡県浜松市中区板屋町 1 1 1 1 アクトシティ浜松 大ホール
- 3. 目的事項
 - 報告事項
 - 1. 第155期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類がに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第155期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトに修正前の事項 及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎お土産のご用意はございません。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して、交付する書面の対象としておりません。
- 「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、 「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- ◎本定時株主総会へのご出席につきましては、ご自身の体調をご確認のうえ、ご判断をお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席される株主様のマスク着用に関しましては、株主様のご判断に委ねさせていただきますが、感染症の感染状況によっては、マスクの着用をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎当日会場に来られなかった株主様のために肖像権及びプライバシーには十分配慮のうえでビデオ撮影を行い、後日、当社ウェブサイトに公開する予定をしております。
- ◎今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (https://www.enshu.co.jp) にてお知らせいたします。

1.議決権行使のお願い

- ・ご来場せず議決権を行使していただく方法として、書面に加えインターネットによる行使が可能です。
- ・書面又はインターネットによる事前の議決権行使をご利用の際は、2023年6月28日(水曜日) 午後4時50分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

インターネットによる 議決権行使



行使期限

2023年6月28日(水曜日)午後4時50分入力完了分まで

パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイト(https://soukai.mizuho-tb.co.jp/)にアクセスし、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。(インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。)

詳細は次頁をご覧ください

書面による 議決権行使



行使期限

2023年6月28日 (水曜日) 午後4時50分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。(切手を貼らずにご投函ください。) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、 賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

ご来場して 出席いただく場合



日時

2023年6月29日(木曜日)午前10時(受付開始:午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会 場受付にご提出ください。

複数回行使された場合の議決権の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合

インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットにより複数回議決権を行使された場合 最後に行使された内容を有効とさせていただきます。 また、パソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使され た場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

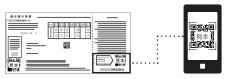
行使期限

2023年6月28日(水曜日) 午後4時50分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権 行使ウェブサイトにログインすることができます。

11 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを 読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。 ※ QRコードを読み取れるアプリケーション(または機能)が導入 されていることが必要です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力 ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向け サイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で

パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト

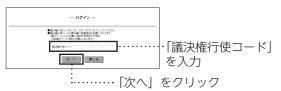
https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトに アクセスしてください。

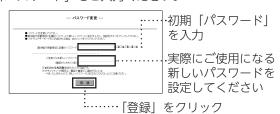


:......... [次へすすむ| をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否を

__ ご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 午前9時~午後9時)

機関投資家の皆様へ 当社は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

2.事前質問の受付について

本株主総会では、事前に株主総会の目的事項に関するご質問をお受けいたします。

受付期間:2023年6月8日(木曜日)から2023年6月21日(水曜日)午後4時50分まで

受付方法: 当社ウェブサイト (https://www.enshu.co.jp/ja/contact/155teijiform/)

ヘアクセス後、画面にしたがい下記の事項をご記載いただき、ご送信をお願い 申し上げます。

- ・株主番号 ※議決権行使書用紙に記載されている9桁の数字
- ・氏名/フリガナ ※法人の場合は、法人名、部署名、役職もご記載ください
- ・ご質問事項 ※お一人様につき2問までとさせていただきます

事前質問のうち、株主の皆様の関心の高いご質問の中から、社外取締役が数問を抽出し、株主総会当日にご回答させていただく予定ですが、個別のお問い合わせに対する回答はいたしかねますので、ご了承をお願い申し上げます。

事前質問のご送付の際に当社が取得した株主様の個人情報は、本株主総会に関する業務以外に使用することはございません。



3.その他

・株主優待制度について

当社は、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を高め、より多くの皆様に当社株式をより長く保有していただくとともに、地元特産品を優待の内容とすることによる地域貢献を目的として、毎年3月31日を基準日として株主優待制度を実施しております。

詳細につきましては、当社ウェブサイト(https://www.enshu.co.jp/ja/ir/benefits/)にてご確認くださいますようお願い申し上げます。

・お土産について 本株主総会でのお土産のご用意はございません。



第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、成長戦略への資源配分、株主の皆様への還元の充実、自己資本の充実を行うことを資本政策の基本的な方針としております。純損益は損失となりましたが、安定配当を重視し、期末配当金につきましては、前期同様1株あたり13円とさせていただきたいと存じます。

- (1)配当財産の種類金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式 1 株あたり金13円 総額 81,961,516円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月30日

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 3名選任の件

現在の取締役(監査等委員である取締役を除く)(4名)全員は、本総会終結の時を もって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く) 3名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号

かっくら **勝倉 宏和**

(1960年10月29日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 17.700株 16回中16回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 ㈱日本興業銀行入行

2009年 1月 ㈱みずほコーポレート銀行 営業第七部 副部長

2010年 12月 ㈱みずほフィナンシャルグループ 監査役室 室長

2013年 2月 当社出向

管理本部企画推進室長 (理事)

2013年 8月 当社管理本部企画財務部長(理事)

2014年 6月 ㈱みずほフィナンシャルグループ退社・当社入社

当社取締役 管理本部長

2016年 4月 当社取締役 常務執行役員 管理本部長

2017年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 兼 管理本部長

2020年 12月 当社代表取締役会長 会長執行役員 兼 管理本部長

2023年 4月 当社代表取締役会長 会長執行役員 兼 CEO

現在に至る

(重要な兼職の状況)

なし

取締役候補者とした理由

勝倉宏和氏は、長年にわたり金融業務に携わり、広範な知識、豊富な経験を有しております。当社においては、会長として全社的な視点で会社経営に尽力するとともに、財務部門のみならず人事・総務部門など幅広く管理本部の長として牽引してきました。引き続き当社の今後の経営戦略の実現を図るとともに最高経営責任者として経営方針や経営戦略の策定を行うに適任と判断し、取締役として選任しております。

候補者 2 鈴木 敦士

(1961年9月16日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 20,100株 16回中16回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

```
1986年 4月 当社入社
2007年 4月 ENSHU GmbH社長
2008年 4月 当計工作機械事業部 営業管理部長
2009年 4月 当社工作機械事業部 営業部主幹
2011年 10月 当社工作機械事業部 営業部主幹 兼 グローバル推進室部長
2012年 4月 当社工作機械事業部 営業部長
2012年 6月 当社取締役 工作機械事業部 営業部長
2013年 4月 当社取締役 工作機械事業部 副事業部長
2014年 12月 当社取締役 工作機械・レーザー事業部 副事業部長
2016年 4月 当社取締役 上席執行役員 工作機械・レーザー事業部長
2016年 6月 当社上席執行役員 工作機械・レーザー事業部長
2018年 4月 当社常務執行役員 工作機械・レーザー事業部長
2020年 12月 当社副社長執行役員 兼 工作機械・レーザー事業部長
2021年 4月 当社副社長執行役員 兼 営業・開発本部長
2021年 6月 当社取締役 副社長執行役員 兼 営業・開発本部長
2023年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 兼 COO
```

(重要な兼職の状況)

現在に至る

なし

取締役候補者とした理由

鈴木敦士氏は、工作機械事業部長として事業部を牽引した豊富な経験と実績をもち、事業全般に精通しております。また当社現地法人であるENSHUGmbH社長、常務、副社長を歴任し、経営全般に関する知識を有しております。当社の今後の経営戦略の実現を担う業務執行の責任者として適任と判断し、取締役として選任しております。

候補者 **3** 基岡 **りょういち** 番 号

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況

0株 16回中16回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 ヤマハ発動機㈱入社

2007年 6月 Yamaha Motor Asia Pte. Ltd.社長

2010年 1月 ヤマハ発動機㈱ MC事業本部事業戦略統括部長

(1956年4月25日生)

2011年 3月 同社執行役員 MC事業本部第1事業部長

2012年 3月 同社上席執行役員 MC事業本部第3事業部長

2013年 1月 同社上席執行役員 企画·財務本部副本部長

2017年 3月 同社退任・顧問就任

2017年 6月 当社社外取締役 (現任)

2019年 3月 ヤマハ発動機㈱ 顧問退任

現在に至る

(重要な兼職の状況)

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

墨岡良一氏は、ヤマハ発動機㈱の役員を務められ経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、経営強化に寄与していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。主要株主であるヤマハ発動機㈱の上席執行役員を2017年3月に退任後3年経過、また、2019年3月に同社顧問を退任していることから2020年4月に独立社外役員として東京証券取引所へ届け出をしています。

- (注) 1.各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 - 2.墨岡良一氏は、社外取締役候補者であります。墨岡良一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ており、選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 3.当社は、墨岡良一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額(最低責任限度額)のいずれか高い金額としており、同氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
 - 4.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる同項に定める損害を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 - 5.墨岡良一氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。

(ご参考) 役員の構成(2023年6月29日以降の予定)

第2号議案で付議させていただいている取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び当社の監査等委員が有する専門性・経験は以下のとおりです。

	取締役		役職	企業経営	技術製造	開発	営業 マーケティング	財務	DX ※	人事	法務 リスクマネジメント	サステナビリティ	グローバル 経験
	勝倉 宏和		CEO	•			•	•		•	•	•	
取締役	鈴木 敦士		COO	•	•	•	•						•
	墨岡 良一	社外		•			•	•					•
監								•					
	森 和彦	社外		•				•			•		•
員	村松 奈緒美	社外								•	•	•	

^{※『}DX』領域のスペシャリストはおりませんが、外部よりDXの専門家を顧問として招聘し、同顧問が「DX諮問委員会」の委員長を担い、取締役会の諮問機関として機能する体制を構築しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本議案は、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。 補欠の監査等委員である取締役は、監査等委員である取締役が、法令に定める員数を 欠くことになった場合に、監査等委員である取締役に就任するものであります。なお、 本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

石塚 伸

(1947年6月16日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況

0株 -回中 -回(-%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 10月 静岡県弁護士会登録

1984年 10月 石塚・村松法律事務所入所

現在に至る

(重要な兼職の状況)

石塚・村松法律事務所 弁護士 静岡エフエム放送㈱ 社外監査役

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石塚伸氏は、弁護士としての専門的な知見及び豊富な経験を有し、企業法務の実務に長年にわたり携わっていることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。

- (注) 1.候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 - 2.石塚伸氏が就任した場合は、監査等委員である社外取締役となります。
 - 3.石塚伸氏が就任した場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
 - 4.石塚伸氏が就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額(最低責任限度額)のいずれか高い金額としております。
 - 5.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる同項に定める損害を当該保険契約により塡補することとしております。候補者は、監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以上

(ご参考)

取締役体制 (予定)

(2023年6月29日予定)

氏 名			地位	担当	その他の情	与 幸尼
勝	倉	宏和	代表取締役会長	会長執行役員 兼 CEO		•
鈴	木	敦士	代表取締役社長	社長執行役員 兼 COO		0
墨	固	良一	社外取締役		社外 独立	0
中	Ш	喜 則	取 締 役 (常勤監査等委員)			
森		和彦	社外取締役 (監査等委員)		社外 独立	0
村	松	奈緒美	社外取締役 (監査等委員)		社外 独立	0

(注) ○は指名・報酬委員会委員(●は委員長)であります。

執行役員体制

(2023年4月1日現在)

	氏	名		地位	担当	その他の情報
勝	倉	宏	和	会長執行役員	CEO	
鈴	木	敦	士	社長執行役員	COO	
\blacksquare	代	繁	甲	常務執行役員	技術・製造本部長	
加	藤		猛	常務執行役員	営業本部長	
板	垣	成	信	上席執行役員	技術・製造本部副本部長	
Ш	\blacksquare	博	之	上席執行役員	技術・製造本部副本部長 CTO	
栗	\blacksquare	和	典	執 行 役 員	事業管理グループ長	新任
大	野	裕	哉	執 行 役 員	経営管理グループ長 CFO	新任

(注) CEO (最高経営責任者) は「Chief Executive Officer」、COO (最高執行責任者) は「Cheif Operating Officer」、CTO (最高技術責任者) は「Chief Technical Officer」、CFO (最高財務責任者) は「Chief Financial Officer」の略称を表しております。

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済は、新型コロナウィルス感染症による厳しい状況が緩和される中で景気の持ち直しの動きがみられる一方、ウクライナ情勢の長期化や中国におけるコロナ感染の再拡大の影響等による海外景気の停滞、原材料価格の上昇や供給面での制約等による問題に見舞われました。

このような状況の中、当社グループは従業員の安全を確保しつつ受注活動に努め、国内外に拡 販を図るとともに、生産効率化や原価低減などの推進に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の損益は、工作機械関連事業、部品加工関連事業ともに増収となり、売上高24,813百万円(前期比3.8%増)を計上しました。

工作機械事業において新規開発や展示会出展を積極的に行ったことによる経費増や部品加工事業におけるエネルギーコストの高騰により、営業利益は79百万円(前期比89.4%減)、経常損失は39百万円(前期は経常利益638百万円)となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は104百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益370百万円)となりました。

(単位:百万円)

			事美					売上高	受注高
I	作	機	械	関	連	事	業	13,177	11,791
部	8	加	工	関	連	事	業	11,565	11,832
そ	\mathcal{O}		11	也	部		門	70	70

以下、各事業の状況についてご報告申し上げます。

【工作機械関連事業】

当連結会計年度における日本工作機械工業会(日工会)の受注総額は1兆7,596億円(前期比14.2%増)と2年連続の増加となりました。また、4年ぶりに1兆7,000億円を上回り、2018年に次ぐ過去2番目の高水準で推移しました。

工作機械事業におきましては、特に自動車業界におけるEV量産化投資が本格化しない中、エンジン関連の設備投資も落ち込んでいる状況下において、昨年から取り組んでまいりました商社との関係強化や国内外の展示会への積極的な参加等による新たな市場開拓への営業活動を行ってまいりましたが、自動車業界の落ち込みを補うほどの受注は得ることができず、当連結会計年度の受注総額は11,791百万円(前期比21.4%減)となりました。また損益面では、アジアを中心とした海外での売上が伸び悩んだ一方で、国内において汎用機の売り上げ増加をはじめ、システム、パーツでも順調に売り上げを伸ばすことができた結果、当連結会計年度の売上高は13,177百万円(前期比6.2%増)となりました。営業利益面においては、販売拡大に向けた開発費や販売費が増加したこともあり、営業損失は332百万円(前期は営業利益142百万円)となりました。

【部品加工関連事業】

部品加工関連事業におきましては、一部顧客での生産減少の影響もありましたが、主要顧客の 堅調な需要を受けて増収となり、売上高は11,565百万円(前期比1.3%増)となりました。損益面 におきましては、電力料や物流費等の原価高騰の影響を受けたことと、顧客の急激な生産変動の 影響により、営業利益は362百万円(前期比35.0%減)となりました。なお、原価高騰に対しての 価格転嫁は下期より取り組みを開始し、転嫁が進んでおります。

【その他】

不動産賃貸事業により売上高は70百万円(前期と同額)となり、営業利益は50百万円(前期 比2.5%減)となりました。

2. 対処すべき課題

工作機械関連事業におきましては、当社の主要顧客であった自動車業界でのEV化にともなうニーズの変化への対応に加え、新たな市場拡大に向けて、2021年5月に公表いたしました中期経営計画に基づき、営業力の強化、新しいマーケットの営業基盤構築、顧客ニーズを先取りした開発に取り組んでまいりました。2023年4月からは一層の受注拡大に向け、市場のニーズを捉えた開発を進めるための体制への見直しに加え、サービス部門やシステムインテグレーション子会社への人員補強など事業構造の変革を進めてまいります。

部品加工関連事業におきましては、主要顧客の順調な需要、新規引き合いも多くいただいており、今後も堅調な仕事量を見込んでおります。一方収益力の強化は課題であり、製造経費削減、原価低減活動に加え、原価高騰の価格転嫁も引き続き進めてまいります。

気候変動への対応につきましては、重要な経営課題と位置付け、お客様の環境負荷低減に寄与する製品やサービスの提供、自社工場の環境負荷低減推進、自然災害等の危機管理の徹底を引き続き図ってまいります。

人材戦略は企業の成長に必要な重要な経営課題と捉えており、採用、教育活動を始めとして力を入れております。今後も人的資本投資についてより活発に議論を行い対応してまいります。 株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資額は1,383百万円であります。内訳は部品加工 関連事業において755百万円、工作機械関連事業において622百万円、その他事業で5百万円で ありました。

4. 財産及び損益の状況の推移

	区	分	第152期 2020年3月期	第153期 2021年3月期	第154期 2022年3月期	第155期 2023年3月期
売	上	高(百万円)	27,125	22,120	23,904	24,813
経常利益	益又は経常損失	(△) (百万円)	1,742	424	638	△39
純利益	株主に帰属す 又は当期純損失		1,355	250	370	△104
1 株当	áたり当期糸 当期純損失	屯利益 (△) (円)	214.94	39.71	58.73	△16.60
総	資	産(百万円)	35,780	32,996	33,970	34,168
純	資	産(百万円)	9,804	10,007	10,705	11,362

5. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ENSHU (USA) CORPORATION	千米ドル 2,302	100.0	各種工作機械・専用機の販売及びサービス
ENSHU GmbH	千ユーロ 511	100.0	各種工作機械・専用機の販売及びサービス
ENSHU (Thailand) Limited	千バーツ 20,600	% 100.0 (74.8)	各種工作機械・専用機の販売及びサービス
BANGKOK ENSHU MACHINERY Co.,Ltd.	千バーツ 50,300	% 100.0 (51.7)	各種工作機械の製造、販売サポート業務
PT.ENSHU INDONESIA	千米ドル 100	% 100.0 (1.0)	各種工作機械・専用機の販売及びサービス
遠州(青島) 機床製造有限公司	千元 9,867	100.0	各種工作機械の製造、販売サポート業務
遠州(青島) 機床商貿有限公司	千元 8,097	100.0	各種工作機械・専用機の販売及びサービス
ENSHU VIETNAM Co.,Ltd.	千米ドル 11,460	100.0	輸送機器の部品製造及び工作機械のメンテナンス

当社の連結子会社は上記の8社であります。

(注) 出資比率の () 内は、間接所有分内数であります。

6. 主要な事業内容

事業部門		主要製品
工作機械関連	事業	工作機械及び部品の製造・販売(金属加工機械と搬送装置を活用した工場生産 ライン、金属加工機械(マシニングセンタ)、各種専用機)、半導体レーザー溶 接システム及び樹脂溶着システムの開発並びに製造・販売
部品加工関連	事 業	二輪車、四輪バギー、水上バイク及び船外機のエンジン部品加工、乗用車、商 用車の駆動部品の加工
その	他	不動産賃貸事業

7. 主要な営業所及び工場

	名	称		所 在 地
本	社 及	びエ	場	静岡県浜松市南区
浜	北	エ	場	静岡県浜松市浜北区
東	京	支	店	東京都品川区
大	阪	支	店	大阪府吹田市

8. 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,025 ^名	0 ^名

9. 主要な借入先

			借	入	先				借入額
株	式	会	社	み	す"	ほ	銀	行	3,961 ^{百万円}
株	式	会	社	1)	そ	な	銀	行	3,961 ^{百万円}

(注) 上記借入額には社債が含まれております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数

15,000,000株 6,353,454株

2. 発行済株式の総数

(自己株式48,722株を含む)

3. 株主数

4,985名

4. 大株主

株 主 名	 持株数 _株	持株比率 %
エンシュウ取引先持株会	912,790	14.47
ヤマハ発動機株式会社	645,739	10.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	264,800	4.20
浜松ホトニクス株式会社	200,000	3.17
株式会社みずほ銀行	157,267	2.49
みずほ信託銀行株式会社	145,500	2.30
株式会社りそな銀行	141,425	2.24
エンシュウ従業員持株会	133,121	2.11
池浦捷行	114,800	1.82
INTERACTIVE BROKERS LLC	104,000	1.64

⁽注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山下 晴央	代表取締役社長 社長執行役員 兼 技術・製造本部長	
勝倉 宏和	代表取締役会長 会長執行役員 兼 管理本部長	
鈴木 敦士	取締役 副社長執行役員 兼 営業・開発本部長	
墨岡 良一	社外取締役	
中山喜則	取締役 常勤監査等委員	
森和彦	社外取締役 監査等委員	浜松ホトニクス株式会社 取締役上席執行役員 株式会社磐田グランドホテル 監査役 株式会社浜松ホトアグリ 監査役 浜松ホトニクス・コーポレート・ベンチャー・ キャピタル株式会社 監査役 一般財団法人浜松光医学財団 監事
村松奈緒美	社外取締役 監査等委員	石塚・村松法律事務所 弁護士 株式会社サーラコーポレーション 社外取締役

- (注) 1) 取締役墨岡良一氏、森和彦氏並びに村松奈緒美氏は、社外取締役であります。
 - 2) 取締役中山喜則氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情を熟知した者が、取締役会以外の重要な会議への出席や、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。また、長年にわたり金融業務に携わり、広範な知識、豊富な経験を有しており、㈱りそな銀行では支店長を務められてきた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
 - 3) 取締役墨岡良一氏、森和彦氏並びに村松奈緒美氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 - 4) 監査等委員森和彦氏は、浜松ホトニクス株式会社では財務・経理担当取締役を務められており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
 - 5) 2022年6月29日開催の第154回定時株主総会において、中山喜則氏及び村松奈緒美氏は監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。
 - 6) 中村泰之氏及び石塚尚氏は2022年6月29日開催の第154回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、監査等委員である取締役を退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、2016年6月29日開催の第148回定時株主総会で定款を変更し、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が取締役中山喜則氏及び社外取締役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役(業務執行取締役等であるものを除く)が任務を怠ったことにより当社に対して損害 賠償責任を負う場合は、100万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額い ずれか高い額を限度として、その責任を負うことといたします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く)が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものといたします。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事中があります。

4. 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、基本報酬、業績連動報酬としての長期業績連動報酬(株式購入)と短期業績連動報酬により構成される取締役の報酬は月額報酬としております。長期業績連動報酬は、対象となる取締役に対する金銭報酬の中から毎月一定額を役員持株会に拠出し自社株を取得するものです。短期業績連動報酬は、会社の業績をもとに決定しております。社外取締役については、業務執行を行うものではないことを踏まえ、業績連動報酬は支給せず、基本報酬のみとしております。

また、決定方針は、判断の客観性と透明性を高めるため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。

なお、前期より取締役の報酬については、業績連動報酬のウェイトを拡大し、内容を変更しております。

当事業年度の役員報酬の決定につきましては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会はその答申どおりの決定をしております。監査等委員である取締役の各報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員は除く)の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第148回定時株主総会において年額200百万円以内(うち、社外取締役分は年額20百万円以内)と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち、社外取締役は1名)です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第148回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は2名)です。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等	対象となる役員		
仅貝匹刀	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	の員数(人)
取締役 (うち社外取締役)	84 (3)	60 (3)	23 (-)	(-)	4 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	20 (7)	20 (7)	(-)	(-)	5 (3)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

④ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の額(または数)の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、前期末時点における前期連結純利益見通しと当期連結純利益見通しであり、会社の収益状況等を示す重要な財務数値であることから、当該指標を選択しております。

業績連動報酬の額の決定方法は、原則として前期連結純利益見通しと当期連結純利益見通し との加重平均の値を算出し、評価ランク及び乗率を決定したのち、標準額に乗率を掛け報酬額 を決定しております。ただし、当期連結純利益見通しが前期連結純利益見通しを上回る場合 は、前期連結純利益見通しをもとに評価ランク及び乗率を決定したのち、標準額に乗率を掛け 報酬額を決定しております。

(百万円)

項目	ウェイト	見通し
前期連結純利益	100%	362
当期連結純利益	0%	800

5. 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係及び当期における主な活動状況等

- ・社外取締役 墨岡良一氏
 - 当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会16回中16回に出席し、 長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに適宜発言を行いました。
- · 社外取締役(監査等委員) 森和彦氏

同氏は、当社の持株比率3.17%を保有する大株主である浜松ホトニクス株式会社の取締役上席執行役員を兼務しております。また、株式会社磐田グランドホテル、株式会社浜松ホトアグリ及び、浜松ホトニクス・コーポレート・ベンチャー・キャピタル株式会社の監査役並びに、一般財団法人浜松光医学財団の監事に就任しております。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき該当事項はありません。

当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会16回中12回に出席、 監査等委員会13回中11回に出席し、主に財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識 をもとに適宜発言を行いました。

- · 社外取締役(監査等委員) 村松奈緒美氏
 - 同氏は、石塚・村松法律事務所の弁護士であります。また、株式会社サーラコーポレーションの社外取締役監査等委員に就任しております。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき該当事項はありません。
 - 当期における主な活動状況としましては、2022年6月29日の就任後に開催した取締役会 13回中12回に出席、監査等委員会10回中9回に出席し、主に弁護士として専門的知見から適宜発言を行いました。
- ・社外取締役3名は、指名・報酬委員会に出席し、取締役及び執行役員の人事・報酬に関し、実質的決定権を有しております。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

仰星監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	金額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1) 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置 などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査遂行状況の相当性、報酬の前提 となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
 - 2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法監査と金融商品取引法監査の報酬等の額は明確に区分できないため、これらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

4. 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また監査等委員会は会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の目的とすることといたします。

6. 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

V. 会社の体制及び方針

当社は、2022年4月26日開催の取締役会において、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について決議しており、決議内容は下記のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定め、当社の取締役及び執行役員(以下、「取締役等」という)は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制に関わる規程を整備する。経営管理部は、内部統制を推進し、内部監査部は、内部統制の評価を行う。また、法令遵守の全社的推進組織として、内部統制会議議長より任命された担当部長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の取締役等の法令遵守状況等について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役等は、情報の保存及び管理に関する規程を整備し、情報の保存及び管理に関する全社的推進組織として、内部統制会議議長より任命された担当部長を委員長とする「情報管理委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理の状況について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の取締役等は、損失の危険の管理に関する規程を整備し、損失の危険の管理に関する全社的推進組織として、内部統制会議議長より任命された担当部長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、経営活動の遂行を阻害するリスク要因を整理して年2回の内部統制会議において報告を行い、取締役会は、それらの発生予防と発生時の損害を最小限にするように必要な指示を行う。

特に、会社に重大な影響を及ぼす可能性のある品質問題については、全社部長会で定期的にモニタリングし、必要に応じて経営会議で対応を協議する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、取締役会規則に基づき経営の基本方針、法令で定められた事項等を決定し、当社の取締役等の業務執行状況を監督する。取締役会は、上記以外の業務執行に係る決定を社長に委任し、社長は経営会議において重要な意思決定を行う。経営会議は執行役員兼務取締役3名により構成され、経営会議における重要事項は取締役会へ報告する。また、当社の取締役等の職務執行が効率的に行われるよう規程類の整備を行う。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定め、当社の取締役等は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制に関わる規程を整備するとともに、法務室を設置して各種法令に関する社内指導を行う。また、法令遵守の全社的推進組織として、内部統制会議議長より任命された担当部長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の使用人の法令遵守状況について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

6. 次に掲げる体制その他の当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

6-イ.当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役等は、当社の子会社が重要事項を当社に報告するための規程として「関係会社管理規程」を定める。また、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する体制を確保し、年2回の現法合同役員会等を通じて、円滑な情報交換を推進する。

6-ロ.当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の取締役等は、当社の子会社の損失の危険の管理を推進するため、年2回の現法合同役員会等を通じて、子会社の取締役等との情報交換を行い、また、必要に応じて取締役等または社員を子会社に派遣する。当社の「リスク・コンプライアンス委員会」は、子会社の損失の危険の管理に関し、必要な指導を行う。

6-ハ.当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「関係会社管理規程」を定め、年2回の現法合同役員会等により、情報交換を行い、また必要に応じて取締役等または社員を子会社に派遣する。

6-二.当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等に対し、「関係会社管理規程」により必要な報告を求め、所在国の法令等を踏まえて各社ごとに「行動規範」を定めるよう指示し、子会社の取締役等は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制を整備する。また、当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、年2回の現法合同役員会等を通じて情報交換を行い、また必要に応じて、取締役等または社員を子会社に派遣する。

7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役等及び使用人に関する事項

当社の監査等委員会より職務を補助すべき取締役等及び使用人を置くことを求められた場合は、速やかに対応するものとし、補助すべき使用人の配置にあたっては当社の監査等委員会と協議しその意見を十分考慮して検討を行う。

8. 前号の取締役等及び使用人の当社の他の取締役等(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項

当該取締役等の業績評価、及び当該使用人の人事異動、人事考課については当社の監査等 委員会の同意を得る。

- 9. 当社の監査等委員会の第7号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 当該取締役等及び使用人の当社の他の取締役等(監査等委員である取締役を除く)からの 独立性を確保することで、当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役等及び使用人に対 する指示の実効性を確保する。
- 10. 次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
- 10-イ.当社の取締役等(監査等委員である取締役を除く)ならびに使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役等及び使用人は、重要な業務執行を審議するため、経営会議等を開催し、当社の監査等委員は、会議等に出席しその報告を受ける体制とし、報告を受けた監査等委員は、監査等委員会へその内容を報告する。また、取締役等及び使用人は、全社的(当社及び当社グループ)に特に重大な影響を及ぼす事項については、即報制度等により、速やかに監査等委員に報告する。

10-ロ.当社の子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等 委員会に報告をするための体制

当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、「関係会社管理規程」を通じて当社の取締役等に報告し、当該取締役等は当社の監査等委員に対して、当社並びにその子会社から成る企業集団に重大な影響を及ぼす事項及び内容を速やかに報告する。報告を受けた監査等委員は、監査等委員会へ報告する。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告をした当社並びにその子会社から成る企業集団の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当該報告をしたことを理由とした不利益な扱いを受けないよう取締役会及び経営会議が監視する。

12. 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について 生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の 処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした時は、明らかに監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、管理本部は速やかに当該費用又は債務を処理する。

13. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員は、監査が効率的且つ効果的に行われるために、経営会議等重要会議に 出席し、代表取締役及び会計監査人との定期的な意見交換会を開催する。また、内部監査部 より報告を受け、必要に応じ調査を依頼することができる。

14. 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

反社会的勢力への対抗姿勢として、企業としての信頼を維持し、業務の適正性・健全性を 維持するために、「エンシュウ株式会社 行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」 を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除する。反社会的勢力による不 当要求等に対しては、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備し、反社会的勢力 に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときは、外部専門機関と 連携し、速やかに関係を解消する。

VI. コーポレートガバナンスに関する取り組み

1. 基本的な考え方

当社は、当社経営理念に基づき、様々なステークホルダーとの共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を企図した経営を行っております。

その実現のためには、経営の透明性、法令遵守及び環境変化への迅速な対応等を確保できる体制が必要であり、取締役会はコーポレートガバナンス・ガイドラインを制定してコーポレートガバナンスの維持、強化に努めます。

2. 上場株式の政策保有に関する方針

当社は、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合を除き、原則これを保有しないこととしております。政策保有上場株式の時価総額は、2023年3月末現在、総資産の0.017%となっており、今後とも不要な政策保有株式は処分し縮減に努めます。

3. サステナビリティに関する取組み

当社は、経営理念にもある"共生・共栄"の考えに基づき、ものづくりで培った技術力をもって、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、企業価値の向上を目指します。

これを実現するために私たちは、気候変動などの地球環境問題、人権の尊重、従業員の健康・労働環境や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、地域社会への貢献、自然 災害等への危機管理などサステナビリティを巡る課題に対して、積極的に取り組みます。

この取組みを行うにあたっては、中長期的な視点から企業活動を通じ実践すべき主要テーマとして、5つの項目を掲げます。

- ① お客様の環境負荷低減に向けた製品やサービスの提供
- ② 自社工場等の環境負荷低減
- ③ 地域社会への貢献
- ④ 女性活躍の推進・働きやすい環境づくり
- ⑤ 自然災害等への危機管理の徹底

4. 独立社外取締役の独立性判断基準

東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断します。

- (1) 現在において、次の①~⑥のいずれかに該当する者
 - ①当社の主要な株主 (議決権所有割合10%以上の株主) またはその業務執行者

- ②当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結総売上の 2%を超える取引先又はその業務執行者
- ③当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結総売上の2%を超えるもの又はその業務執行者
- ④当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナー若しくは従業 員
- ⑤当社から、直近事業年度において年間1,000万円以上の寄附または助成を受けている組織の業務執行者
- ⑥弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬 以外に、当社から過去3事業年度の平均で、年間1,000万円以上の金銭その他の 財産上の利益を得ている者
- (2) 過去3年間のいずれかの時点において、上記①~⑥のいずれかに該当していた者

5. 指名・報酬委員会

当社は、役員の選任・解任や報酬決定等における透明性や妥当性をより高めるため、取締役会決議事項の役員人事に関する事項について、原案を決議する権限を付与し、取締役会はこの原案を承認することとしております。

「指名」に関する役割としては、将来への経営戦略及びそれを実践するための人物要件等を確認しながら、社長をはじめとする取締役・執行役員の選任・解任・昇格・降格を審議し、それらの経営幹部の育成状況を監督しております。

「報酬」に関する役割としては、社長をはじめとする取締役・執行役員の報酬決定に関する方針及び個人別の評価・報酬について審議しております。

委員会は委員3名以上で構成し、過半数は社外取締役から選任することとしております。 原則年2回以上開催しております。

6. 取締役会全体の実効性についての分析・評価

当社は、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第31条第4項に基づき、各取締役が、取締役会の実効性等につき評価を行ったうえで、それを踏まえた前年度の分析・評価を2023年4月25日付取締役会において行いました。その結果は概ね良好でした。次年度取締役会においては、中期経営計画の進捗、計画実現に向けた戦略、施策並びに人材の多様性を含めた人的資本投資について、より活発に議論を行うとともに、引き続き社会・環境課題等についての取り組みに関する議論を深めてまいります。

7. 元代表取締役社長等である相談役・顧問等

元代表取締役社長等である相談役・顧問はおりません。 なお、DXの専門家 1 名を顧問として当社に招聘しておりますが、外部より招聘しており、 当社の元代表取締役社長等ではございません。

(注) 事業報告は、次により記載しております。 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位:百万円、百万円未満は切捨て)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	19,442	流動負債	14,912
現金及び預金	4,588	支払手形及び買掛金	1,732
受取手形及び売掛金	4,685	電子記録債務	2,125
電子記録債権	1,217	短 期 借 入 金 1年内償還予定の社債	7,924 520
商品及び製品	3,233	リース債を対しての任何	57
性 掛 品	3,182	未払法人税等	84
原材料及び貯蔵品	2,093	契約 負 債	846
で の 他	448	賞 与 引 当 金	430
		関係会社清算損失引当金	13
	△7	そ の 他	1,178
固 定 資 産	14,684	固定負債	7,893
有 形 固 定 資 産	14,239	<u> </u>	1,580
建物及び構築物	2,544	長期借入金 リース債務	1,415
機械装置及び運搬具	2,989	リ ー ス 債 務 繰 延 税 金 負 債	342 197
土 地	7,392	再評価に係る繰延税金負債	1,563
リース資産	332	退職給付に係る負債	2,613
建設仮勘定	241	資 産 除 去 債 務	40
その他	738	そ の 他	140
無形固定資産	103	負 債 合 計	22,805
リース資産	34	(純資産の部)	7.000
その他	68	株 主 資 本 金	7,222 4,640
投資その他の資産	341	資 本 金 利 益 剰 余 金	2,652
		自己株式	△ 70
投資有価証券	115	その他の包括利益累計額	4,140
繰延税金資産	79	その他有価証券評価差額金	2
そ の 他	158	土地再評価差額金	3,666
貸 倒 引 当 金	△11	為替換算調整勘定	901
繰 延 資 産	41	退職給付に係る調整累計額	△429
	24452	純 資 産 合 計	11,362
資 産 合 計	34,168	負債及び純資産合計	34,168

連結損益計算書

(2022年 4 月 1 日から) 2023年 3 月31日まで)

(単位:百万円、百万円未満は切捨て)

科目	金額
売 上 7	高 24,813
売 上 原 (価 21,243
売 上 総 利	益 3,569
販 売 費 及 び 一 般 管 理 打	費 3,490
営業利	益 79
営業外収 3	益
受 取 利	息 37
ス ク ラ ッ プ 売 却	益 13
そのの	他 70 121
営 業 外 費 に	用
支払利	息 168
為 替 差	損 26
その	他 45 241
経常損失(4	(△) △39
特 別 利 註	益
固 定 資 産 売 却	益 1
投 資 有 価 証 券 売 却	益 3
退職給付制度移行	益 144 148
特 別 損	失
固 定 資 産 廃 棄	損 1
関係会社清算損失引当金繰入	(額
税金等調整前当期純利益	益 106
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 🤻	税 270
法 人 税 等 調 整 著	額 △59
当期純損失(△)	∆104
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	.) △104

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

金額 16,273 3,361 109 5,046 1,217 1,490 3,095	科 目 (負債の部) 流 動 負 債 支 払 手 形金 買 計 録 債 系 短 期 借 入	百万円未満は切捨て) 金額 14,168 27 1,650 2,125 7,924
3,361 109 5,046 1,217 1,490 3,095	流 動 負 責 ボ 支 基 力 基 電 子 記 基 近 期	27 1,650 2,125 7,924
160 23 203 49 73 △0 14,930 12,852 1,780 149 2,666 11 364 7,392 321 165 98	世界金用等債金金金務他 金債務債債金務金用等債金金金務他 金債務債債金務金用等債金金金務他 金債務債債金務金の まま は	520 54 485 113 36 424 122 430 51 192 10 7,134 1,415 1,580 341 1,563 1 2,156 40 35
34	負債合計	21,302
13 515 0 1,331 65 21 27 14 △10 41	株 資本剰準益金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金	6,273 4,640 1,703 23 1,679 1,679 △ 70 3,669 2 3,666 9,942 31,245
	1,443 160 23 203 49 73 △0 14,930 12,852 1,780 149 2,666 11 364 7,392 321 165 98 64 34 1,979 13 515 0 1,331 65 21 27 14 △10 41 41	1,490 3,095 1,443 160 23 203 49 73 △0 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 14,930 15,949 16 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18

損益計算書

(2022年 4 月 1 日から) 2023年 3 月31日まで)

(単位:百万円、百万円未満は切捨て)

	科				金	額
売		上		高		22,307
売	上		原	価		20,191
売	上	総	利	益		2,116
販 5	売 費 及	ぴ ー	般管理	費		2,642
営	業	損	失	(△)		△525
営	業	外	収	益		
受	取		利	息	6	
受	取	配	当	金	1,041	
受	取口	イヤ	リティ	_	62	
そ		の		他	70	1,180
営	業	外	費	用		
支	払		利	息	167	
雑				損	7	
為	替		差	損	43	
そ		の		他	32	251
経	常		利	益		403
特	別		利	益		
固	定資	産	売 却	益	0	
投	資 有 位	価 証	券 売 去	〕 益	3	
退	職給	付 制	度 移 行	 益	144	147
特	別		損	失		
固	定資	産	廃棄	損	1	1
税	引 前	当 期	月 純 利	益		549
法	人 税、 住	民 税	及 び 事 業	税		106
当	期	純	利	益		443

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

エンシュウ株式会社 取締役会 御中

仰星監査法人 名古屋事務所

指定社員 公認会計士 淺 井 孝 孔 業務執行社員

指定社員 公認会計十 堤 紀彦 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エンシュウ株式会社の2022年4月1日から 2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連 結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、エンシュウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及 び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査 の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。 当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、 また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成 し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用 における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法

人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、 その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかど うか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかど うか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、そ の事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適 切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企 業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することに

ある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重 要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書 類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又 は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があ ると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業

的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応し た監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制

を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り

の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監 **査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が** 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書 において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記 事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続 企業として存続できなくなる可能性がある。

連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準 拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監 査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について

報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこ と、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するた めにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

エンシュウ株式会社 取締役会 御中

仰星監査法人 名古屋事務所

指定社員業務執行社員

公認会計士 堤 紀彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エンシュウ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基 礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- · 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第155期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

エンシュウ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 中山喜則 印 監査等委員 森 和彦 印

監査等委員 村松奈緒美 印

(注) 監査等委員森和彦及び村松奈緒美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

日時 2023年6月29日 (木曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)

場所 静岡県浜松市中区板屋町111-1 アクトシティ浜松 大ホール



■ 交通のご案内



JR浜松駅北口より徒歩5分

JR浜松駅前・バスターミナル地下広場から

アクトシティ連絡地下道 Bをご利用いただくと便利です。

エンシュウ株式会社

〒432-8522 静岡県浜松市南区高塚町4888番地

電話: 053-447-2111 (代表) https://www.enshu.co.jp/

